

WS Addendum Q (付属文書) アンパイア制 フリート・レース

この Addendum Q(付属文書)はすべてのレース、およびそのレースに係るすべてのレース前・レース後の活動に適用される。

バージョン: 2019 年 1 月 1 日版

余白の印(縦線)は前回の版からの重要な変更点を示している。

この帆走指示は、定義「プロパーコース」 および規則 20、28.2、44、60、61、62、63、64、65、66、70、B5、F5 を変更している。

Q1 競技規則の変更

規則の変更は、指示 Q2、Q3、Q4、Q5 でも行われる。

Q1.1 定義および第 2 章の規則の変更

- (a) 定義「プロパーコース」に以下を追加する。
「ペナルティーを履行している艇、またはペナルティーを履行するために操船している艇は、**プロパーコース**を帆走していない。」
 - (b) 規則 20 が適用される場合、声をかけることに加えて以下の腕信号が必要とされる。
 - (1) 「ルーム・トゥー・タック」については、風上を繰り返しはっきりと指すこと。
 - (2) 「ユース・タック」については、繰り返しはっきりと、相手艇を指して腕を風上へ振ること。
- 指示 Q1.1(b)はボード、カイトボード、2.4 ノーリン OD、ハンザ 303 クラスには適用されない。

Q1.2 抗議、救済要求、ペナルティー、免罪に関する規則の変更

- (a) 規則 44.1 の最初の文を以下と置き換える。
「レース中に、1 件のインシデントで1つまたはそれ以上の第 2 章の規則(損傷または傷害をおこした場合の規則 14 を除く)、または規則 31 もしくは規則 42 に違反したかもしれない艇は、規則 44.2 に従って 1 回転ペナルティーを履行する事ができる。」
- (b) ボードについては、1 回転ペナルティーは、タックとジャイブを必要としない 1 回の 360 度回転とする。
- (c) 規則 60.1 を以下と置き換える。
「艇は、指示 Q2.1 と Q2.4 に従っている場合に限り、他艇を抗議したり救済要求をすることができる。」
- (d) 規則 61.1(a)の 3 番目の文と規則 61.1(a)(2)の全文を削除する。規則 B5 を削除する。
- (e) (削除)
- (f) 規則 64.1(a)の 3 つの文を以下と置き換える。
「抗議審問の当事者である艇が規則に違反したと判定した場合、失格以外のペナルティーを課すことができ、公平と判断する別の得点調整を行うことができる。レース中でない時に艇が規則違反した場合、プロテスト委員会はインシデントが起こった時間の直近のレースにペナルティーを課すか、別の調整をするかを定めることができる。」
- (g) 規則 64.1(a)を変更し、艇の免罪に関する規定をアンパイアが審問なしに適用することができることとする。また、それは矛盾するこの付属文書中のいかなる指示にも優先する。
- (h) 規則 64.4(b)を以下に置き換える。
「支援者による規則違反に対する規則 60.3(d)あるいは規則 69 に基づく抗議審問の当事者である艇に、プロテスト委員会が DSQ までの得点調整をすることにより一つのレースに対してペナルティーを課すことができる。」
- (i) 規則 P1 から P4 は適用されない。

Q2 艇による抗議と救済要求

- Q2.1** レース中、艇は第2章の規則(規則14を除く)、規則31または規則42に基づき他艇を抗議することができる。ただし、自らが関与したインシデントにおいてのみ第2章の規則に基づく抗議をすることができる。抗議するためには、その艇は「プロテスト」と声をかけ、目立つように赤色旗を掲揚しなければならない。艇は、インシデントに関与した艇が自発的にペナルティーを履行した後、またはアンパイアの判定後、最初の妥当な機会に、またはその前に、赤色旗を降下しなければならない。ただし、ボード、カイトボード、2.4 ノーリン OD、ハンザ 303 は赤色旗を掲揚する必要はない。
- Q2.2** 指示 Q2.1 に従って抗議する艇には審問を受ける資格はない。その代わりに、インシデントに関与した艇は、規則 44.2 に従って1回転ペナルティーを速やかに履行することにより規則違反を認めることができる。規則に違反し免罪されない艇が自発的にペナルティーを履行しない場合には、アンパイアは、そのような艇にも、ペナルティーを課することができる。
- Q2.3** フィニッシュラインにおいて、レース委員会は競技者に各艇のフィニッシュ順位または得点記録の略語を通知する。これを行った後レース委員会は、速やかに音響1声とともにB旗を掲揚する。B旗は少なくとも2分間掲揚され、その後音響1声とともに降下される。レース委員会が、フィニッシュラインにおいてB旗掲揚中に通知した得点情報を変更する場合、音響1声とともにL旗を掲揚する。B旗は変更が行われたのち少なくとも2分間、掲揚を続ける。
- Q2.4** 以下のいずれかを行おうとする艇は、B旗の掲揚前または掲揚中にレース委員会に対し声を掛けなければならない。
- (a) 指示 Q3.2 もしくは規則 28、または指示 Q2.1 に挙げられた規則、以外の規則に基づき他艇を抗議する。
 - (b) 損傷または傷害をもたらした接触があった場合に、規則 14 に基づき他艇を抗議する。
 - (c) 救済要求をする。
- 同じタイム・リミットが、指示 Q5.5 に基づく抗議にも適用される。プロテスト委員会は妥当な理由がある場合には、タイム・リミットを延長しなければならない。
- Q2.5** レース委員会は、指示 Q2.4 に基づき行われた抗議や救済要求についてプロテスト委員会に速やかに知らせるものとする。

Q3 アンパイアの信号と課されるペナルティー

- Q3.1** アンパイアは次のとおりに判定の信号を発する。
- (a) 長音1声を伴う緑色と白色の旗は、「ペナルティーを課さない」ことを意味する。
 - (b) 長音1声を伴う赤色旗は、「ペナルティーが課された、または未履行のままである」ことを意味する。アンパイアはそのような艇を特定するために声を掛けるか、または信号を発する。
 - (c) 長音1声を伴う黒色旗は、「艇を失格とする」ことを意味する。アンパイアは失格とした艇を特定するために声を掛けるか、または信号を発する。
- Q3.2**
- (a) 指示 Q3.1(b)に基づきペナルティーを課された艇は、規則 44.2 に従って1回転ペナルティーを履行しなければならない。
 - (b) 指示 Q3.1(c)に基づき失格とされた艇は、速やかにコース・エリアを離れなければならない。

Q4 アンパイアが発議するペナルティーと抗議、マークの回航または通過

- Q4.1** 艇が以下のいずれかである場合、アンパイアは他艇による抗議なしにペナルティーを課することができる。
- (a) 規則 31 に違反し、ペナルティーを履行しない。
 - (b) 規則 42 に違反した。
 - (c) ペナルティーを履行したにもかかわらず有利となった。
 - (d) 故意に規則違反した。

- (e) スポーツマンシップの違反を犯した。
- (f) 指示 Q3.2 に従わないか、またはアンパイアによりペナルティーの履行を求められた場合にそれを履行しない。
- (g) SI 9 (エ)に違反した。

アンパイアは、指示 Q3.1(b)に従って信号を発することにより、規則 44.2 に従って履行すべき 1 つまたはそれ以上の 1 回転ペナルティーを課すか、または指示 Q3.1(c)に基づきその艇を失格とするか、またはさらなる処置を求めてプロテスト委員会にインシデントを報告することができる。艇がペナルティーを履行しないか、不正確にペナルティーを履行したために指示 Q4.1(f) に基づきペナルティーを課される場合、元のペナルティーは取り消される。

Q4.2 規則 28.2 の最後の文を次のとおり変更する。

「艇はこの規則に従うために誤りを正すことができる。ただし、その艇が次のマークを回航していないかフィニッシュしていない場合に限る。」この規則の誤りを正さない艇は、指示 Q3.1(c)に基づき失格とされなければならない。

- Q4.3** 自身の観察またはいかなる情報源からでも受け取った報告に基づき、艇が指示 Q3.2 もしくは規則 28、または指示 Q2.1 に挙げられた規則以外の規則に違反したかもしれないと判定したアンパイアは、規則 60.3 に基づく処置を求めてプロテスト委員会に通知することができる。ただし、アンパイアは、損傷や傷害がある場合を除き、規則 14 違反の申し立てをプロテスト委員会に通知することはない。

Q5 抗議、救済または審問再開の要求、上告、その他の手続き

- Q5.1** アンパイアが処置したこと、処置しなかったことに関して、いかなる種類の手続きも行うことはできない。

- Q5.2** 艇は、アンパイアの不適切な処置、不手際または判定についての申し立てを上告の根拠とすることはできない。審問の当事者はプロテスト委員会の判決を上告の根拠とすることはできない。規則 66 の 3 番目の文を次のとおり変更する。
「審問の当事者は審問再開を求めることはできない。」

- Q5.3**
- (a) 抗議と救済要求は、書面である必要はない。
 - (b) プロテスト委員会は、適切と考えるやり方で被抗議者に伝え、審問を計画することができ、それを口頭で伝えることができる。
 - (c) プロテスト委員会は、適切と考えるやり方で証言をとり、審問を進めることができ、その判決を口頭で伝えることができる。
 - (d) プロテスト委員会は、規則違反がレースの結果に影響しなかったと判定した場合には、整数もしくは分数の得点ペナルティーを課すか、または公平と判断する別の調整を行うことができ、それにはペナルティーを課さないということもある。
 - (e) プロテスト委員会が指示 Q5.3 に基づき艇にペナルティーを課した場合、またはスタンダード・ペナルティーが適用される場合には、他のすべての艇に、ペナルティーを課された艇の得点変更について通知される。

- Q5.4** レース委員会が艇を抗議することはない。

- Q5.5** プロテスト委員会は、規則 60.3 に基づき艇を抗議することができる。ただし、プロテスト委員会は、指示 Q3.2 もしくは規則 28、または指示 Q2.1 に挙げられた規則の違反、または損傷もしくは傷害がある場合を除く規則 14 の違反に関して艇を抗議することはない。

- Q5.6** テクニカル委員会は、艇または個人装備がクラス規則、規則 43 または存在するならその大会の装備規則に従っていないと判断した場合のみ、規則 60.4 に基づき抗議する。そのような場合、テクニカル委員会は抗議しなければならない。